



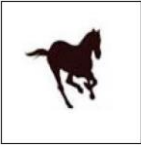


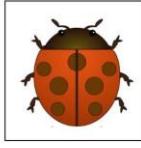


## ① 商標の類似

消費者が商品等の提供者を勘違いしてしまうものは拒絶理由となりますが、その例として商標が類似する場合があります。まず、指定商品・役務が類似するのを前提として、商標の**外観**(見た目)・**称呼**(読み方)・**観念**(意味合い)を見ますが、その3つのいずれが近ければ、商標が類似すると判断される可能性が出てきます。

	外観		称呼	観念	
類似			「白梅(ハクバイ)」 「シラウメ」		
非類似			「竜田川(タツタガワ)」 「リュウデンセン」		

### 結合商標の場合

(1) 識別力の無い文字を含む商標は、その文字を含まない商標と類似する。

例えば、「スーパーライオン」と「ライオン」は類似

※ 指定商品との関係から、①商品の普通名称(それ自体の名前)、②商品の産地、販売地、品質その他の特徴等を表示する文字、③ありふれた氏(名字)又は名称などには、識別力が無いと判断されます。

(2) 全国的に著名な他人の登録商標を含む商標は、その著名な登録商標と類似する。

例えば、「東宝白梅」と「東宝」は類似

※ 識別力の無い文字であっても、全国的に著名で消費者が商品等の提供者を認識できる状態になっていれば、識別力を獲得しているとして、登録される場合もあります。



### 類似の判断

まずは、識別力が無いと思う文字を除外した上で、類似判断をしてみます。識別力のある部分が全く無い場合や、識別力のある文字を含む登録商標が見つかった場合は、出願しても拒絶されるかもしれません。

識別力の無い文字を含んでいても、消費者が登録商標の権利者とは別人の商標だと認識するようなものであれば、登録になるかもしれません(例えば、ある企業と似た名称の業者がいた場合に、その企業の関係者と思うか、関係ない業者だと思うか、です。または、仮に自分の商標を真似されたと思ったときに、これは自分のものとは異なると言えるかどうかです)。

また、登録されていないけれども、他に使用している者が多くいるようなものは、1人に独占させると経済活動に支障をきたすようだと、識別力が無いと判断されることもあります。

商標権は業務上の信用を保護するための独占権であり、考慮すべき点も色々あって、審査官がどう判断するか読めないことも多く、難しいのです。

# こちら特許部

ニッポウ  
**NIPPO** 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。  
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 [info@nippo-patent.jp](mailto:info@nippo-patent.jp)